

令和6年
4月から

プラスチックごみ・缶の 分別方法が変わります

プラスチックは私たちの生活に欠かせない化学製品の一つですが、近年、このプラスチックが要因の海洋汚染などの問題を契機にプラスチックの資源循環を促進するための法律が施行されました。これにより、当町でも令和6年4月からプラスチックや缶の分別方法が変わります。ここでは、新しい分別方法をご紹介します。

◎分別が簡単になります

プラスチックごみや缶の分別方法は、下図のとおり、これまでの分別方法から、より簡単に分別できるようになります。

◎指定袋のデザインが変更

プラスチックごみの指定袋が変わります。デザイン変更前の指定袋も使うことができますが、無くなり次第、新しい袋を使用してください。

※詳しい内容は、広報やまだ3月15日号に同封される、「家庭ごみの正しい分け方・出し方」をご覧ください。

■新しい分別方法

令和6年3月31日まで

令和6年4月1日から

プラスチックごみの捨て方

○製品プラスチック

▶ハンガー▶歯ブラシ▶
バケツ▶洗面器——など



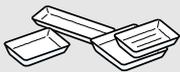
○プラスチック製容器包装

▶菓子袋▶カップ類▶シ
ャンプーの容器——など



○白色トレイ

両面が白色のトレイ



プラスチック製品、プラスチック製容器包装、白色トレイは、まとめてプラスチック専用の青い指定袋に入れてゴミに出してください。製品プラスチックはプラスチック100%で、一辺が約40センチ、厚さが約5ミリを超えないものです。プラスチックだけでできているものかどうか判断できないものは、大半がプラスチックのものは「燃やせるごみ」へ、金属が多く含まれている場合は、「燃やせないごみ」へ出してください。



空き缶の捨て方

○アルミ缶

アルミ製の▶飲料用▶酒
類用▶缶詰——など

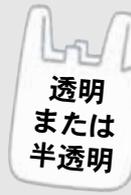


○スチール缶

スチール製の▶飲料用▶
酒類用▶缶詰——など



アルミ缶とスチール缶は、分別不要になりました。どちらもまとめて透明または半透明の袋に入れてゴミに出しましょう。また、缶を出す時は軽く水洗いをして、つぶさずに出してください。缶をつぶして出すと選別機械に引っかかりたり、挟まるなどの危険があります。



◆問い合わせ 町民課環境衛生係 (☎82-3111) 内線125) へどうぞ。